

# 平成29年度第7回和田区地域協議会 次 第

日時：平成30年3月15日（木）

午後6時30分～

会場：ラーバンセンター 第2・3研修室

## 1 開 会

## 2 議題等の確認

## 3 報告

（1）地域活動支援事業 募集要項及び審査採択の基本的なルールについて

## 4 議題

（1）自主的審議事項 雪を生かした地域づくりの推進について

（2）編集委員について

## 5 事務連絡

## 6 閉 会

## 〔上越市地域活動支援事業 平成30年度実施分 募集要項〕

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

# 私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ◎ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ◎ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ◎ 平成30年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

## ■募集期間

平成30年4月1日（日）から4月27日（金）まで【必着】

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

## ■実施方法

## ～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

## ～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

## ■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

## 《ここがポイント！①》

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
  - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
  - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費  
（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
  - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 平成31年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

## ■採択方針と審査基準

### (1) 採択方針

各区が抱える地域課題等に応じて、優先的に取り組むべき事業を明らかにするものです。ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

#### 和田区の採択方針

豊かな自然に囲まれた和田区は、北陸新幹線の開業により大きく変化しつつあります。ここで生活する新旧の住民が、連帯感を持ち明るく快適な生活を送るために、また、次代を担う子どもたちが、誇りと愛着を感じられるような魅力と活力ある地域を創造するために、和田区の地域活動資金を活用し、住民が自ら主体的に取り組む事業のうち、先駆的でチャレンジ精神に富んだ次に掲げる事業を優先して採択します。

#### 《優先して採択する事業》

##### ○新幹線開業に伴うまちづくり

新幹線開業に伴う意識高揚を図る事業／上越市の玄関口としての情報を発信する事業／空き家活用・居住促進対策事業／研究組織の立ち上げ事業

##### ○環境(自然・生活)の保全・活用

持続可能な環境・社会を目指す事業／地域ぐるみ田園景観づくり事業／関川・矢代川の水辺環境整備事業

##### ○住民自治・交流の促進

住民まちづくり組織の充実事業／新旧住民間の交流促進・連帯意識向上事業

##### ○農・工・商業の活性化

農・工・商の後継者育成確保事業／農・工・商の地域的産業を振興活性化させる事業

##### ○少子高齢化対策

少子化対策事業／老人世帯支援体制づくり事業

##### ○安全・安心対策

子どもたちの安全・安心対策事業／防災体制・住民防災ネットワーク形成事業／通学路歩道整備事業

##### ○教育・文化・スポーツの振興

伝統行事・文化交流促進事業／地理的・歴史的背景から独自の物語を創作する事業／芸術文化育成事業

※上記以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

#### 《ここがポイント! ②》

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

## (2) 審査基準

地域協議会では提案者からの事業説明を受け、提案事業について下記の（ア）、（イ）、（ウ）の審査を行いその結果をもとに、補助事業としての採否を決定します。

（ア）**基本審査**：提案事業が“地域活動支援事業の目的と合致しているか”を審査します。

※この結果、「不適合」とする委員が過半数となった場合は補助不採択となります。

（イ）**優先採択審査**：提案事業が“和田区の採択方針”の“優先して採択する事業”に該当するかを審査します。※この結果、「該当しない」とする委員が過半数となった場合は、優先採択事業には認められません。

（ウ）**審査項目に基づく審査**：下表の審査の視点に基づき、地域協議会委員が、審査項目ごとに提案事業を採点し、各委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	5点	・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。
③ 実現性	5点	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	5点	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	5点	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

### 《ここがポイント！③》

- ◆ 地域協議会の審査では、「基本審査」や、「採択方針」との適合、「共通審査基準」による採点（配点は各項5点満点）を踏まえ、最終的に順位を付け、総合的に判断が行われます。
- ◆ 地域協議会の審査は、原則書類による審査を行います。必要に応じて申請者による事業説明の機会を設ける場合があります。

## ■応募方法

所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、**説明資料（団体の規約、見積書、図面など）**と合わせ、南部まちづくりセンターに**持参**してください。

### 《ここがポイント！④》

- ・申請する場合は、「**地域活動支援事業に関するQ&A**」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、**事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。
- ・**市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。**
- ・**自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。**（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・応募に必要な様式及びQ&Aは、南部まちづくりセンターの窓口と和田地区公民館地域協議会情報コーナーに備えてあります。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

## ■平成30年度の補助金額

- ☺ 事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。
- ☺ 和田区における補助額の下限は5万円、上限は和田区の予算の範囲内です。

## 《和田区の予算 610万円》

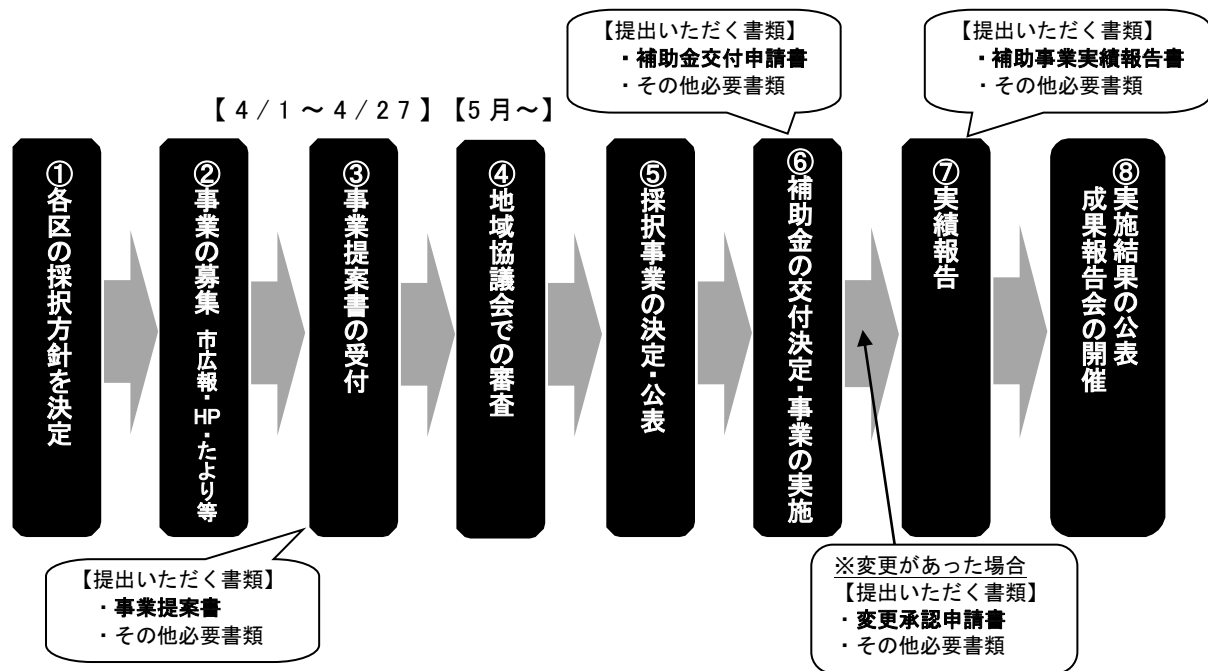
### 《ここがポイント！⑤》

- ・補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額どおりとならない場合があります。

## ■事業の紹介・公表

- ☺ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ☺ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

## ■フロー図（事業実施の流れ）



ご応募をお考えの方は、まずはお気軽に  
南部まちづくりセンターにご相談ください！！

こちらまでご相談・ご応募ください！

<b>和田区の担当事務所</b>	
<b>南部まちづくりセンター</b>	
〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)	
TEL 025-522-8831	
—事業全体の問合せ先—	
上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課	
TEL 025-526-5111 (内線 1429)	

